

奈良県告示第二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人松谷医院	橿原市中曾司町五九番地四	平成三十年七月二十一日